

[H 2 4 . 1 2 . 3 1]

原 議 長 期 保 存

群本例規第33号(教)

平成23年8月17日

[会・監・免]

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

群馬県警察公用免許取消し等実施要綱の制定について（例規通達）

このたび、別添のとおり群馬県警察公用免許取消し等実施要綱を制定し、平成23年8月17日から施行することとしたので、誤りのないようされたい。

なお、職員に対する運転適性検査等実施要綱の制定について（平成14年3月26日付け群監第139号通達）は、廃止する。

別添

群馬県警察公用免許取消し等実施要綱

1 趣旨

この要綱は、群馬県警察自動車運転適任者検定実施要綱の制定について（令和2年群本例規第28号。以下「検定要綱」という。）別添の第9の規定により、警察自動車運転適任者検定（以下「検定」という。）の合格（以下「公用免許」という。）の取消し等について必要な事項を定めるものとする。

2 公用免許仮停止

(1) 警務部監察課長（以下「監察課長」という。）は、各種警察事故等発生時における報告について（昭和46年群本例規第5号）に基づき、警察職員の交通事故又は交通法令違反（以下「交通事故等」という。）の報告を受けた場合において、当該交通事故等に係る職員が次のいずれかに該当すると認めるときは、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）及び当該職員が所属する所属の長に通報するものとする。

- ア 公務中に加害者となる交通事故を1年以内に2回発生させた者
- イ 重大な過失によって交通人身事故を発生させた者
- ウ 速度違反等悪質な交通違反で検挙された者
- エ 前記アからウまでに掲げる者のほか、公用免許の取消し等をする必要があると認められる者

(2) 前記（1）の規定による通報を受けた所属長（以下「対象所属長」という。）は、直ちに、当該通報に係る職員（以下「対象職員」という。）の公用免許の効力を一時的に停止するものとする。

(3) 対象所属長は、前記（2）の規定による停止（以下「公用免許仮停止」という。）を実施した場合は、公用免許仮停止報告書（別記様式第1号）を教養課長に送付するものとする。

3 運転適性検査

- (1) 監察課長は、対象職員に対し、検定要綱別添の第6の1に規定する検査等（以下「運転適性検査」という。）を実施するものとする。
- (2) 監察課長は、運転適性検査を実施する場合は、交通部総合交通センター長（以下「総合交通センター長」という。）と協議の上、運転適性検査の実施日時、場

所等を決定し、運転適性検査実施通知書（別記様式第2号）により対象所属長に通知するものとする。

- (3) 対象所属長は、前記（2）の規定による通知を受けた場合は、指定された日時及び場所に対象職員を派遣するものとする。この場合において、当該対象職員が当日勤務日の場合は、職務専念義務免除とする。
- (4) 運転適性検査に従事する職員は、運転適性検査実施時に必要な指導を行うとともに、その検査結果を総合交通センター長に報告するものとする。
- (5) 運転適性検査に従事する職員は、秘密の保持に努めなければならない。
- (6) 総合交通センター長は、運転適性検査の結果について、運転適性検査結果通知書（別記様式第3号）により監察課長に通知するものとする。
- (7) 監察課長は、前記（6）による通知を受けた場合は、当該結果を教養課長に通知するものとする。

4 措置の決定

- (1) 教養課長は、運転適性検査の結果の通知を受けた場合は、運転適性検査の結果、交通事故等の動機、態様及び結果、他の職員及び社会に与える影響等を総合的に勘案して、対象職員の公用免許の措置について、次のいずれかを選定し、公用免許措置上申書（別記様式第4号）により警務部長に上申するものとする。この場合において、措置の選定に当たっては、監察課長に意見を聞くものとする。
 - ア 公用免許の取消し（以下「公用免許取消し」という。）
 - イ 公用免許の認定級位の格下げ（以下「公用免許格下げ」という。）
 - ウ 公用免許の効力の停止（以下「公用免許停止」という。）
 - エ 措置なし
- (2) 警務部長は、前記（1）の規定による上申があった場合は、対象職員の公用免許の措置について決定するものとする。
- (3) 教養課長は、対象職員の公用免許の措置が決定された場合は、公用免許措置決定通知書（別記様式第5号）により当該措置を対象所属長に通知するものとする。この場合において、措置なしとされたときは、対象所属長は、対象職員の公用免許仮停止を解除するものとする。

5 特別研修

公用免許取消し、公用免許格下げ又は公用免許停止が決定された対象職員は、別

に定める特別研修（以下「特別研修」という。）を受講しなければならない。

6 公用免許取消し

- (1) 公用免許取消しは、その決定の日に発効するものとする。
- (2) 対象所属長は、公用免許取消しが決定された対象職員の公用免許仮停止については、当該決定の日の前日をもって解除するものとする。

7 公用免許格下げ

- (1) 公用免許格下げは、特別研修を受講した日の翌日に発効するものとする。
- (2) 対象所属長は、公用免許格下げが決定された対象職員の公用免許仮停止については、特別研修を受講した日をもって解除するものとする。

8 公用免許停止

- (1) 公用免許停止は、その決定の日から特別研修を受講した日までの間とする。
- (2) 対象所属長は、公用免許停止が決定された対象職員の公用免許仮停止については、当該決定の日の前日をもって解除するものとする。

9 再受検資格

- (1) 公用免許仮停止中の職員又は公用免許停止中の職員は、検定を再受検することができない。
- (2) 公用免許取消しが決定された職員は、特別研修を受講した場合は、検定を再受検することができる。